

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0023

平成31年度行政事業レビューシート ( 法務省 )										
事業名	留置施設の維持管理に係る実費償還			担当部局	矯正局			作成責任者		
事業開始年度	不明	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	総務課			総務課長 花村 博文		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ 関スル法律(明治35年法律第11号)			関係する 計画、通知等	-					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	拘留所等の刑事施設に收容されるべき被疑者・被告人が、各都道府県の警察官署に設置されている留置施設に勾留された場合に、その者の收容に必要な食糧の確保や消耗品等の諸費用等、警察官署で支出した経費の実費を国が償還することを目的としている。									
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘留所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」(明治35年2月27日 法律第11号)に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。									
実施方法	その他									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	5,203	5,306	5,120	5,005				
		補正予算	-	-	▲ 108	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計	5,203	5,306	5,012	5,005	0				
	執行額	5,112	4,897	4,838						
執行率(%)	98%	92%	97%							
当初予算+補正予算に対す る執行額の割合(%)	98%	92%	97%							
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
	都道府県警察実費弁償金	5,005								
	-	-								
	-	-								
	-	-								
	計	5,005	0							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-									

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由		定性的な成果目標と28～30年度の達成状況・実績							
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標		<p>警察官署の留置施設に勾留され償還人員の対象となる被疑者・被告人は検挙の動向や捜査上の必要性など他動的要因に左右されるものであるため、定量的な目標(いつまでにどの程度といった目標)の設定は困難である。</p> <p>拘留所等の刑事施設に収容されるべき被疑者・被告人が、各都道府県の警察官署に設置されている留置施設に勾留された場合に、その者の収容に必要な食糧の確保や消耗品等の諸費用等、警察官署で支出した経費の実費を国が償還する。</p> <p>各年度において、警察官署で支出した経費の実費を適切に償還した。</p>							
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 31年度	目標最終年度 -年度	
		各都道府県警察で支出した経費の実費について、毎年度、国が100パーセント償還する。	償還率	実績	千円	5,111,795	4,897,244	4,838,247	-	-
目標値				千円	5,111,795	4,897,244	4,838,247	5,004,750	-	
達成度	%	100	100	100	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込		
	刑事施設に収容されるべき被疑者・被告人が、各都道府県の警察官署に勾留され、収容に必要な経費を警察官署で支出した場合に実費を国が償還した刑事施設の数	活動実績	施設	52	51	51	-	-		
		当初見込み	施設	52	51	51	51	-		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込			
	償還人員1人1日当たりの実費弁償額(円/人日) 年間所要額(円)/償還人員(人日)	単位当たりコスト	円	1,668	1,668	1,708	-			
		計算式	千円/人日	5,111,795 /3,064,013	4,897,244 /2,900,694	4,838,247 /2,832,223	-			
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策評価	政策	矯正処遇の適正な実施(Ⅱ-6)							
		施策	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施(Ⅱ-6-(2))							
		測定指標	定量的指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度	
			-	実績値	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
	-	-	-	施策の進捗状況(実績)						
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-	-					
			KPI(第一階層)	単位	計画開始時 -年度	30年度	31年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度	
-		成果実績	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係										

事業所管部局による点検・改善							
	項目	評価	評価に関する説明				
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	法律に基づき各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するもの。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	法律に基づき各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するものであり、地方自治体、民間等に委ねることができない事業である。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	-	-				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-					
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無					
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	警察官署において、留置された者に対する食糧費、医療委託費等の支出が増加傾向にあるところ、警察官署で支出した経費の実費を適切に償還しており、単位当たりコスト等の水準は妥当である。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するための経費であり、事業目的に即し真に必要な経費に限定して支出されている。				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-					
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-						
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-						
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するものであり、見込みに見合った活動実績となっている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-					
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管府省名	事業番号	事業名			
所管府省名	事業番号	事業名					
点検・改善結果	点検結果	各都道府県警察本部が所轄の留置施設に収容された刑事被告人等の勾留人員を毎月集計して、各都道府県に所在する刑務所又は拘留所に所要額を請求し、各刑事施設において支出しているものである。拘留所等の刑事施設に収容することに代えて、警察官署の留置施設に勾留された者の収容業務に係る実費を償還するものであり、勾留者1人当たりの単価については毎年関係機関と協議するとともに、留置施設の勾留者の刑事施設への移送は執行指揮に基づき適時適切に受け入れている。					
	改善の方向性	留置施設勾留者の刑事施設への移送については執行指揮に基づき適時適切に受け入れることとし、勾留者1人当たりの実費償還の単価については、引き続き関係機関と協議して、適切な単価設定を図る。					
外部有識者の所見							
行政事業レビュー推進チームの所見							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
備考							

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0044	平成23年度	0040	平成24年度	0043	平成25年度	0031
平成26年度	0024	平成27年度	0023	平成28年度	0022	平成29年度	0022
平成30年度	法務省 ( 0022 )						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
 (単位: 百万円)



